



# 豊新だより

第31号

岡田理事長「茨城県土地改良功労者表彰」  
長竿農地を考える会「美しい水土里(みどり)づくり優良活動表彰」



## 改良区の概要 (令和4年5月31日現在)

組合員数	4,058人
受益面積	4,027.5ha
総代数	60名
理事数	15名
監事数	3名
職員数	15名

〒300-1324

稲敷郡河内町源清田5960

TEL 0297-84-2226

FAX 0297-84-2230

Eメール toyodashintone@ab.auone-net.jp

ホームページ <http://www.toyodashintone.com>

発行人 豊田新利根土地改良区  
理事長 岡田金男


 だより

豊田新利根土地改良区

理事長 岡田 金 男

新年度にあたり、組合員の皆様へご挨拶申し上げます。日頃より土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。また、茨城県南農林事務所稲敷土地改良事務所をはじめ茨城県土地改良事業団体連合会、各行政機関の皆様方にはご指導ご支援を頂き感謝申し上げます。

この度、任期満了に伴う改選により理事長に再任致しました。初心を忘れず、改良区発展のために努力する所存です。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、日常生活に不安が続いていますが、感染予防に努めて終息を期待したいと思います。

管内の事業実施状況ですが、令和3年度で県営利根北部地区が事業を完了致しました。今年

度は県営早井東部1期地区は用水路工事、県営早井東部2期地区では河内第1機場の附帯工(吸水槽)、県営利根西部1期地区は区画整理の仕上整地工事、県営利根西部2期地区は荒整地工事と用水機場及びパイプラインの測量設計、県営利根南部地区は測量設計を予定しております。また、老朽化の進んだ施設は団体営維持管理適正化事業等で順次改修する予定です。

今後も経費の節減、賦課金の収納率の向上に取り組み、役員一丸となって業務運営に努めてまいりますので宜しくお願い致します。


 だより

茨城県南農林事務所

稲敷土地改良事務所

所長 久保田 良 英

本年4月の定期人事異動により、稲敷土地改良事務所に赴任しました久保田でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

豊田新利根土地改良区の皆様には、日頃より、本県の農業振興並びに農業農村整備事業の推進について、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、昨今の情勢と致しましては、本年1月頃より新型コロナウイルスのオミクロン株が猛威を振るい、本県でも千人を超える陽性者が発出するなど収束する見込みが立たないなか、2月に始まったウクライナ危機に伴う穀物、肥料、燃油等への影響が懸念され物価高が顕著となるなど、欧州を中心に世界的には不安定な状況が続いております。

その一方で、国内の農業に目を転じますと、管内では人口の減少に伴い稲敷市や河内町、利根町が過疎指定されたことに象徴されますとおり、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大、生産者米価の下落が顕著となるなど、農業者の皆様には様々な課題に直面し、不安を募らせていると思えます。

このようななか、本県では昨

年の9月末に「いばらきQ (Quality 質の高さ、Quantities 多くの量、Quickness 迅速さ)」をスローガンに本県農林水産業の成長産業化を図り、「儲かる農業」の実現により持続的に発展することが何よりも重要として、2025年度までの目標となる農林水産部の基本指針を策定しました。

この基本指針でも、基盤整備(土地改良)を契機に農地の大区画化や担い手への集積・集約化により生産コストを縮減させることや、水田の汎用化により野菜などの高収益作物を導入して販売額を増加させることなど、農業所得の向上につなげ、「儲かる農業」の実現を目指すとされています。

また、管内の農業農村整備としましては、事業実施中であります「利根西部地区」や「利根南部地区」に代表されます水田等の面的整備のほか、「早井東部地区」をはじめとした老朽化した農業水利施設の長寿命化対策や防災・減災対策の強化等を積極的に進めております。

当事務所としまして、地元

負担の軽減や事業効果の早期発現を念頭に置きながら計画的に基盤整備を進め、管内の農業農村が今後とも元気で活力あるものとなりますよう、職員一丸となつて取り組んでまいりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、豊田新利根土地改良区の益々のご発展と皆様のご健勝をご祈念申し上げます。挨拶いたします。

ぐあつち

茨城県土地改良事業団体連合会  
県南事業所



所長 栗原浩之

4月の定期異動によりまして、土地改良事業団体連合会県南事業所に赴任いたしました栗原でございます。どうぞよろしくお願い致します。

岡田理事長をはじめ、豊田新利根土地改良区の皆様方には、

常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の運営並びに諸事業の推進につきまして、多大のご理解とご協力、ご支援を賜っておりますことに紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の急拡大や減少に翻弄され、日常生活はもとより様々な活動に大きな制約を受けました。本会においても、例年実施している各種会議、研修会等が影響を受け、書面による開催または延期、中止など会員の皆様には何かとご迷惑やご不便をおかけ致しました。引き続き、感染症予防対策に万全を期した上で、組織運営並びに諸事業に当たって参りますのでご理解とご協力をよろしくお願い致します。

さて、近年の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手の減少、荒廃農地の増大や鳥獣被害の増加、農業用施設の老朽化、気候変動による豪雨災害などにより農地、農業用水等の管理や営農の継続が困難になるなど、様々な課題に直面しております。

このような情勢のもと、昨年3月に国においては、「新たな食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、産業政策として「生産基盤強化による農業の成長産業化」、地域政策として、「多様な人が住み続けられる農村の振興」、この2つの政策を支える「農業農村の強靱化」が示されました。農業農村整備事業関係予算につきましては、昨年末に令和4年度当初予算が、前年を上回る4,468億円（令和3年度4,445億円）を閣議決定され、すでに成立している補正予算の国土強靱化5か年対策・TPP対策等1,832億円と合わせますと、令和3年度と同額の6,300億円となっております。しかしながら、事業を計画的・安定的に実施するためには、年度当初予算をしっかりと確保することが必要不可欠であります。当初予算の確保について、引き続き、会員の皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、この4月1日には、急施の防災事業の拡充、農地中間管理機構関連農地整備事業の拡

充、土地改良事業団体連合会の業務の見直し、土地改良区の組織変更制度の創設が盛り込まれた改正土地改良法が施行されました。引き続き、本会といたしましても、国、県の関係機関と連携を図りながら、改正土地改良法に関し会員の皆さまと一緒に考えてまいりますので、宜しくお願い申し上げます。

結びに、豊田新利根土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。





令和四年三月二十二日通常総代会が開催されました。  
総代五十六名（定数六十名）の出席、議長に第十二選挙区より、信嶋求實総代が選出され、全十四号議案が原案どおり、可決されました。

**令和四年度 通常総代会提出議案**

**第一号議案**

令和三年度豊田新利根土地改良区変更事業計画について

**第四号議案**

令和四年度豊田新利根土地改良区事業計画について

**第二号議案**

令和三年度豊田新利根土地改良区事業資金借入変更限度額及び借入先について

**第五号議案**

令和四年度豊田新利根土地改良区賦課金の賦課及び賦課金の端数取扱い並びに賦課徴収方法について

**第三号議案**

令和三年度豊田新利根土地改良区一般会計・特別会計収入支出補正予算（案）について

**第六号議案**

令和四年度豊田新利根土地改良区役員報酬について

**第七号議案**

令和四年度豊田新利根土地改良区事業資金借り入れについて

**第八号議案**

令和四年度豊田新利根土地改良区地元分担金の納付について

**第九号議案**

令和四年度豊田新利根土地改良区一般会計・特別会計収入支出予算（案）について

**第十号議案**

令和四年度豊田新利根土地改良区一般会計一時借入金について

**第十一号議案**

豊田新利根土地改良区歳計現金預入先について

**第十二号議案**

豊田新利根土地改良区欠損処分について

**第十三号議案**

豊田新利根土地改良区会計細則の改正について

**第十四号議案**

豊田新利根土地改良区処務規定の改正について



**お悔み**

増田 照樹 前理事長

令和三年十月十日 死去

ここに、生前のご功績に対し、敬意と感謝を表し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。



## 令和4年度 一般会計予算の内訳

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	385,931,730	1. 土地改良事業費支出	255,190,000
2. 附帯事業収入	3,063,000	2. 一般管理費支出	118,355,000
3. 基本財産運用収入	15,900	3. 土地改良事業負担金支出	57,701,000
4. 特定資産運用収入	8,560	4. 借入金返済支出	124,978,778
5. 補助金等収入	66,390,000	5. 支払利息	500,000
6. 交付金収入	21,300,000	6. 固定資産取得支出	322,800
7. 寄付金収入	1,000	7. 出資金取得支出	1,000
8. 業務受託料収入	1,292,000	8. 差入保証金差入支出	1,000
9. 雑収入	11,989,411	9. 納付換地清算金支出	0
10. 借入金収入	53,330,000	10. 基本財産積立支出	1,000,000
11. 基本財産取崩収入	2,000	11. 特定資産積立支出	18,502,000
12. 特定資産取崩収入	11,000	12. 雑支出	600,000
13. 固定資産売却収入	5,000	13. 他会計繰出金	2,000,000
14. 出資金返還収入	1,000	14. 繰越金	0
15. 差入保証金回収収入	1,000	15. 予備費	33,444,054
16. 交付換地清算金収入	0		
17. 徴収換地清算金収入	0		
18. 他会計貸付金回収収入	31		
19. 他会計繰入金	2,000,000		
20. 繰越金	67,254,000		
計	612,595,632	計	612,595,632

令和4年度一般賦課金  
8,700円／1,000m<sup>2</sup>

- ・ 経常賦課金  
6,600円／1,000m<sup>2</sup>
- ・ 特別賦課金  
2,100円／1,000m<sup>2</sup>

期別	賦課金	納期
1期	2,900円	5月31日
2期	2,900円	9月30日
3期	2,900円	11月30日

令和4年度 1,000m<sup>2</sup>当

No.	地区名	賦課額	納期	最終年度
1	県営上根本	3,600円(用・排水) 1,000円(暗渠)	8月1日	令和18年度

令和4年度 1,000m<sup>2</sup>当

No.	地区名	賦課額	納期
1	県営利根北部	1,350円(償還金)	8月1日
2	県営利根西部	1,100円(経常) 20円(償還金)	8月1日
3	県営利根南部	1,300円(経常)	8月1日



# 臨時総代会開催

令和三年十月二十日臨時総代会が開催されました。  
 総代四十六名（定数五十八名）の出席、議長に第十二選挙区より、信嶋求實総代が選出され、全十一号議案が原案どおり、可決されました。

## 令和三年度 臨時総代会提出議案

### 第一号議案

令和二年度豊田新利根土地改良区財産目録、事業報告書について

### 第五号議案

令和三年度豊田新利根土地改良区事業計画について

### 第二号議案

令和二年度豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計収入支出決算について

### 第六号議案

令和三年度豊田新利根土地改良区事業資金借入れについて

### 第三号議案

令和三年度豊田新利根土地改良区変更事業計画について

### 第七号議案

令和三年度豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計収入支出補正予算（案）について

### 第四号議案

令和三年度豊田新利根土地改良区事業資金借入変更限度額及び借入先について

### 第八号議案

令和三年度豊田新利根土地改良区特別会計収入支出予算（案）について

### 第九号議案

豊田新利根土地改良区定款・規約の一部改正について

### 第十号議案

豊田新利根土地改良区役員選挙規程の一部改正について

### 第十一号議案

豊田新利根土地改良区総代選挙規程について

# 表彰

## 岡田理事長 「茨城県土地改良功労者表彰」

土地改良事業の推進及び農業農村の基盤づくりに尽力した功績が認められ茨城県知事から表彰されました。



## 令和二年度 一般会計決算報告

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	344,924,786	1. 事 務 費	109,871,868
2. 年 賦 賦 課 金	3,132,550	2. 徴 収 費	2,492,458
3. 雑 収 入	3,373,447	3. 維 持 管 理 費	147,610,537
4. 過 年 度 収 入	5,326,935	4. 分 担 金 及 び 負 担 金	45,762,730
5. 負 担 金	44,720,555	5. 区 債 及 び 借 入 金	90,147,650
6. 繰 入 金	6,000,000	6. 財 産 費	34,227,700
7. 区 債 及 び 借 入 金	36,270,000	7. 改 良 工 事 費	20,912,158
8. 繰 越 金	62,115,858	8. 諸 費	2,795,149
9. 排 水 協 力 金	1,166,100	9. 予 備 費	0
10. 使 用 料	6,175,567		
11. 助 成 金	870,000		
計	514,075,798	計	453,820,250

収入支出差引残金 60,255,548円は、令和3年度へ繰越

## 令和二年度 特別会計決済報告

(単位：円)

会 計 名	収 入 額	支 出 額	残 額
1. 県 営 利 根 北 部 地 区	93,934,974	86,665,430	7,269,544
2. 県 営 利 根 西 部 地 区	10,518,341	4,947,525	5,570,816
3. 基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業	14,040,000	14,040,000	0
4. 県 単 かんがい排水事業源清田地区	8,580,000	8,580,000	0
5. 団 体 営 維 持 管 理 適 正 化 事 業 第 40 期 生	5,700,000	5,700,000	0
6. 基 本 財 産 積 立 金	227,968,254	5,000,000	222,968,254
7. 地 区 除 外 決 済 金 積 立 金	109,861,333	0	109,861,333
8. 職 員 退 職 給 与 積 立 金	25,432,780	0	25,432,780
9. 公 車 購 入 積 立 金	9,642,152	0	9,642,152
10. 国 県 営 償 還 準 備 積 立 金	151,783,110	0	151,783,110

残金は3年度に繰越

## 令和二年度 財 産 目 録

(単位：円)

資 産	流 動 資 産	1,567,229,239
	固 定 資 産	93,469,665
	計	1,660,698,904
負 債	計	1,481,696,986

# 令和3年度 管内事業実施実況

(単位：千円)

事業名	地区名	事業費	事業量
かんがい排水事業	県営早井東部	289,153	用水路工 L=910 m 測量設計、用地費及び補償費一式
経営体育成基盤整備事業	県営利根北部4期	26,875	附帯工
経営体育成基盤整備事業	県営利根西部	320,550	測量設計一式、区画整理 31.8ha、 用地費、補償費一式
経営体育成基盤整備事業	県営利根南部	43,000	地区界測量
団体営基幹水利施設管理事業	新利根川沿岸	19,020	十角排水機場 除塵機油圧装置更新
団体営維持管理適正化事業	豊田新利根	20,700	羽原谷津第1機場、長峰水中ポンプ1号 深井戸ポンプ設備改修及び井戸清掃
県単かんがい排水事業	源清田	8,833	道路横断工2箇所、円型コルゲート管

## 農地中間管理事業を活用し 農地の利用を進めてみませんか？

**農地を貸したい [出し手]**  
・規模縮小・経営転換・農地相続 でお困りの方

**農地を貸すメリット**

- 貸付期間満了後、農地は確実に出し手に戻ります。
- 設定した地代は機構から確実に支払われます。
- 貸付期間満了後、継続して貸付することもできます。
- 相続税、贈与税の納税猶予措置が継続されます。

**農地を借りたい [受け手]**  
・規模拡大・新規参入をお考えの方

**農地を借りるメリット**

- 長期の借入期間により(原則10年)安定した営農が可能です。
- 分散した農地の集約化が可能となり作業効率や生産性の向上につながります。
- 地代は機構にまとめて支払っていたとき、機構が出し手へ個別に支払います。
- 耕作ができなくなった場合、機構が次の受け手を探します。

市町村 農業委員会 農業者  
相談 相談  
県・農林事務所 JA 土地改良区  
貸付 貸付(転賃)  
連携協力  
県農業会議

**借受と転賃 茨城県農地中間管理機構「農地バンク」(茨城県農林振興公社)**

機構が借り受けられる農地の基準(主なもの)

- 市街化区域以外の農地であること
- 10年以上の貸し付けが可能であること
- 土地改良区賦課金の滞納がないこと
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと
- 貸付範囲が明確にできること
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されていること

## 多面的機能支払は 地域の共同活動を支援します！

『多面的機能支払交付金』に 交付金は活動参加者の日当  
より地域の共同活動に対して や、必要な資材の購入費等  
交付金が支払われます に充てていただけます

交付金の支払い対象となる活動例

① 農地維持支払

法面の草刈り

水路の泥上げ

② 資源向上支払 (共同)

水路の補修

植栽活動

水田50haの活動範囲で  
①、②の両方に取り組む場合  
最大で年270万円が交付されます

**交付金額**

10aあたり基本交付単価(1年間)

種別	①農地維持支払 【必須】	②資源向上支払 (共同)	①、②の両方に 取り組む場合	③資源向上支払 (長寿命化)
水田	3,000円	+2,400円	5,400円	(+4,400円)
畑	2,000円	+1,440円	3,440円	(+2,000円)
草地	240円	+ 240円	480円	(+400円)

※②資源向上支払(共同)の交付単価は活動の内容によって変更となる場合があります。  
※③資源向上支払(長寿命化)の交付単価は参考額です。  
※負担割合 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4  
**地元負担は発生しません**

最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

**茨城県農地中間管理機構** (公益社団法人茨城県農林振興公社)  
茨城県水戸市上田井町3118-1  
TEL.029-350-8687  
ホームページ <https://www.ibanourin.or.jp/kanri/>

各地域お問い合わせ先

- 県北農林事務所 駐在 TEL.0294-33-8772
- 県東農林事務所 駐在 TEL.0291-32-6272
- 県南農林事務所 駐在 TEL.029-823-5633
- 県西農林事務所 駐在 TEL.0296-48-8225

問合せ先

- 豊田新利根土地改良区総務課 (電話：0297-84-2226)
- 市町村土地改良関係課
- 茨城県県南農林事務所土地改良部門 (電話：029-822-5045)

令和四年四月十三日理事会及び監事会が開催され、理事長・副理事長・総括監事・各委員長が選出されました。

新役員・総代

理事

本谷秀夫(利根町) 増田正雄(利根町) 河村一男(利根町) 市田和義(龍ヶ崎市) 寺本信一(龍ヶ崎市) 寺崎貴一(龍ヶ崎市) 横田忠雄(龍ヶ崎市) 高野博司(龍ヶ崎市) 古山行夫(稲敷市) 北川正一郎(稲敷市) 大野佳美(河内町) 川村敬司(河内町) 岡田金男(河内町) 杉山隆男(河内町) 諸岡示(河内町)

監事

矢澤孝也(利根町) 宮本武幸(稲敷市) 関川正夫(河内町)

総代

長島平衛(利根町) 蜂谷和夫(利根町) 大野秀一(利根町) 渡辺一郎(利根町) 若泉篤郎(利根町) 片岡秀男(利根町) 岡野幸助(利根町) 杉山操(利根町) 小嶋美伯(利根町) 寺島忠雄(利根町)

理事長 岡田金男  
副理事長 本谷秀夫  
総括監事 矢澤孝也  
総務・会計委員長 諸岡周示  
管理委員長 川村敬司  
豊田堰水利運営委員長 本谷秀夫

軽部盛和(利根町) 岡野洋一郎(利根町) 木村則男(利根町) 関口正人(利根町) 吉野暢美(利根町) 染谷正美(龍ヶ崎市) 大谷勝男(龍ヶ崎市) 高島力男(龍ヶ崎市) 浅野良三(龍ヶ崎市) 鯉沼三雄(龍ヶ崎市) 大橋清志(龍ヶ崎市) 荒井芳則(龍ヶ崎市) 山崎正男(龍ヶ崎市) 宮本幸男(龍ヶ崎市) 中井左内(龍ヶ崎市) 永井雄内(龍ヶ崎市) 土屋忠雄(龍ヶ崎市) 酒井敏雄(龍ヶ崎市) 大貫久(龍ヶ崎市) 小林美佐夫(龍ヶ崎市) 野村一登(稲敷市) 飯田康(稲敷市) 池田順一(稲敷市) 池原正男(稲敷市) 油原之(稲敷市) 足立典之(稲敷市) 沼崎長治(稲敷市) 海老原健夫(稲敷市) 井野進(稲敷市) 岡野夫(稲敷市) 荒井輝(稲敷市) 山田孝(河内町) 吉原浩之(河内町)

川村忠昭(河内町) 仲久木雅美(河内町) 福智正之(河内町) 岡野進二(河内町) 信嶋求實(河内町) 石塚孝之(河内町) 上盛司(河内町) 野中潤一(河内町) 織原康志(河内町) 飯塚凡夫(河内町) 田口好一(河内町) 大竹好清(河内町) 斎藤克哉(河内町) 宮本善明(河内町) 萩原善明(河内町)

※兼総代

四年間よろしく願います



## 次のようなときは土地改良区に手続きをしてください

- ◎ 農地の **相続・売買・贈与・賃借・交換** などしたとき
- ◎ 農業者年金受給のため **経営移譲** のとき
- ◎ 組合員の **死亡** 及び **住所** の変更があったとき

以上のような変更の場合は、資格得喪の通知書を総務課まで届出て下さい。

また提出する際、本人確認をいたしますので、本人確認できるもの（免許証、保険証等）をご持参の上、新資格の方が提出してください。

※資格得喪の通知書は、添付されている用紙をご使用ください。

- ◎ 田を **宅地等** に転用するとき
- ◎ 田を **公共事業用地（道路、公園等）** に転用するとき

以上のような場合は、地区除外申請書、農地転用届を総務課まで届出下さい。

☆ 資格の異動（名義変更）、農地転用（地区除外）の届出は、土地改良法第43条の規程により組合員から土地改良区へ **通知することが義務付けられています。**

**届出のない場合** は、土地改良区の **台帳は変更されません。**

賦課金は、そのまま賦課されてしまいますのでご注意ください。

- ◎ 土地改良区の施設等を（出入り口等に）使用したいとき

上記の場合は、総務課まで申請して下さい。



### 延滞金について

督促状を受けた場合は、滞納日数に応じ滞納額に年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を頂きます。

### 滞納賦課金は、新しい組合員が負担

農地の異動（売買等）の場合、滞納賦課金のある農地を取得しますと土地改良法第四十二条の規程により取得した組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。

取得の際には、よく確認して下さい。

### 口座振替のおすすめ 安全・確実・便利

- 納入通知書の紛失や納期忘れがなく納入できます。
- 納入の為、土地改良区や金融機関に出向く必要がありません。
- 稲敷農協、水郷つくば農協で口座振替をご希望の方は、土地改良区会計課及びJA稲敷（西部支店）、JA水郷つくば（竜ヶ崎中央、竜ヶ崎西部、牛久、わかさ支店）に「賦課金等預金口座振替依頼書」が置かれていますので、所定の事項を記入し、通帳届け印を押印して提出してください。
- 常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫より口座振替をご希望の方は、土地改良区会計課までご連絡ください。
- 郵便局より口座振替、及び払い込みをご希望の方は土地改良区会計課までご連絡ください。

### 令和4年度 常陽銀行での取扱いについて

常陽銀行では令和4年度から窓口での賦課金通知書での取扱いが出来なくなります。ご利用については常陽銀行の口座振替への変更か他の金融機関窓口でのご利用お願い致します。



# 豊かな農地を守るために

## ナガエツルノゲイトウ (特定外来生物※) の侵入・定着を防ぎましょう

※外来生物法で指定された、生態系や農林水産業に被害を及ぼす海外起源の生物。栽培・移動等は許可が必要。

### ナガエツルノゲイトウ (ヒユ科)

- ・南米原産の多年草 (国内の系統は種子をつけない)。
- ・水草で河川や池で大群落となり、水面をマット状に覆う。
- ・茎は千切れやすく、節や根から活発に再生。拡散しやすい。
- ・水陸両生なので、畔や畑地にも侵入。耐塩性も高い。
- ・関東以西の河川、水路、水田、畦畔などに侵入相次ぐ。



夏～秋に細い柄の先に球状の白い花をつける



繁殖力大



侵略性大



再生力大

↑ 茎断片から萌芽



根断片から再生 →

### ～ナガエツルノゲイトウの防除とまん延の防ぎ方～

ナガエツルノゲイトウの侵入が報告されている地域では、農地に侵入・定着させないために、水利施設や水路、給水栓まわりなどをこまめに点検し早期発見に努めます。

### もし農地周辺でナガエツルノゲイトウが見つかったら (具体的な防除・対策例)

#### 水田内

- ・水稲用除草剤 (初期剤や初中期剤) の体系処理で防除します。とくに給水栓まわりや畔際の防除を徹底します。  
**まん延ほ場では後期剤の使用と水稲刈跡に茎葉処理剤 (グリホサートなど) の散布が効果的です (降霜期までに)。**
- ・河川など取水源に定着している地区では、**給水栓口にネット等**をとりつけ、かんがい用水経路での侵入を防止します※1。
- ・循環かんがい地区では、特に代かきや田植え時の落水時に**水尻にザル等**を置いて茎断片の流出を防止します※1。

※1 回収したナガエツルノゲイトウは水気を切り、ゴミ袋に入れ固く口を結び、焼却処分してください (詳しくは地方環境事務所等にお問い合わせください)。

給水栓に収穫ネットの取り付け例



代掻き時に流出した断片

#### 畦 畔

- ・刈り払いによって断片が農地に侵入するおそれがあるので、定着が見られる畦畔では除草剤中心の管理を行います。  
**茎葉処理剤の効果的な散布時期は9月以降～降霜期までの期間**です。
- ・農地も畦畔際の防除 (茎葉処理剤の秋散布など) に努めます。

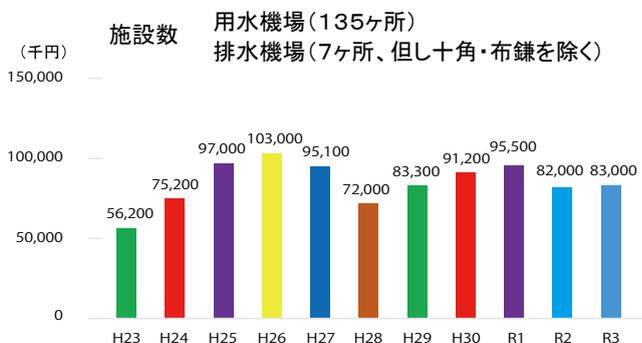
#### 水路まわり

- ・除草剤が使用できないので、**遮光率100%の耐水シート (推奨規格: #7000) を敷設**します (遮光率が99%以下だと完全に枯死させられません)。
- ・シートで覆っても完全枯死には長い時間 (1年半から数年程度) かかるので、耐久性のあるシートを選んでください。  
なお、外来種駆除活動には農林水産省の多面的機能支払交付金などが利用できます。市町村の担当窓口にご相談ください。また、ナガエツルノゲイトウの侵入が確認された農地とトラクターなどの農機を共用する場合、未侵入農地の作業を先にしたり、**侵入農地での作業後は泥落としなどの農機洗浄を徹底**してください。



● **用水機場の休止及び用排水機場電力料金の推移について**

管内の機場電力料金は下記のとおり、平成23年度と比較すると概ね1.5倍の料金を支払いました。電力料金の値上げも現在は一定料金で推移しておりますが、経常賦課金の約1/3を充当している現状です。組合員の皆様におかれましては、引き続き節電に御理解、御協力をお願い致します。なお6月14日より7月8日までの毎週火・金曜日、7月13日から毎週水曜日、休ませていただきます。



● **パイプライン蛇口の盗難について**

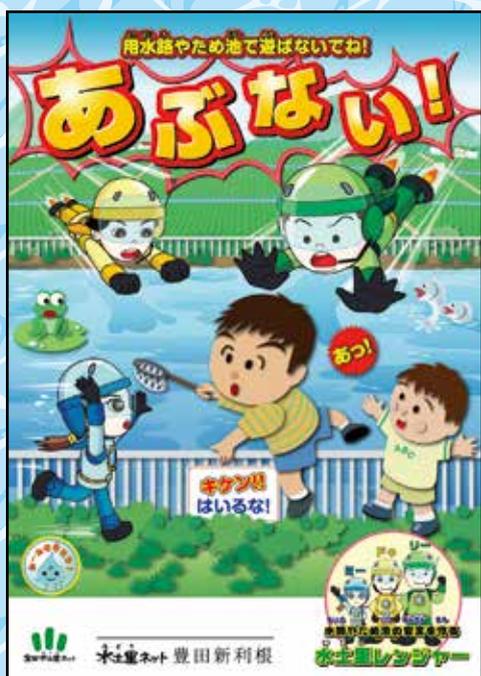
平成19年度より毎年、管内全域で蛇口の盗難について、数多くの報告が寄せられております。真鍮製の蛇口は盗難されやすいので、プラスチック製の蛇口への交換をおすすめしております。



**水難事故から  
子供を守ろう**

4月から8月まで水路には水が溢れています。

子供たちが水路の近くで遊んでいたら注意をして事故から守りましょう。



● **水路は、田圃の血管です**

最近、水路に様々な投棄物（電化製品、タイヤ、一般家庭ゴミ等々）があります。それらを処分するには産業廃棄物として処分しなければなりませんし、経費も掛かります。又、パイプラインの目詰まりの原因にもなります。台風、大雨の時には冠水して作物に被害が及ぶこととなります。皆さんの水路です。不法投棄を目撃した時は御一報願います。

